

医学管理
診療情報提供料
連携強化診療情報提供料
(2022年度)



アイネット・システムズ株式会社

⑬ 診療情報提供料（Ⅰ） 250点

患者紹介時の文書による情報提供を評価した点数となり、医療機関同士だけでなく、保険薬局や介護施設などへの紹介時も、要件を満たせば算定が可能。

2022年4月の診療報酬改定では、情報提供先に児童相談所や、保育所、幼稚園、中等教育学校の後期課程、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校が新たに追加となりました。

また、小児慢性特定疾患やアレルギー疾患を有する児童が安心して安全に学校等に通うことができるよう、診療情報提供料Ⅰ注7における対象患者に、小児慢性特定疾病支援の対象である患者、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは、食物アレルギーの患者が新たに追加となりました。

別紙様式14の2

別紙様式14の2は、保育所や幼稚園への診療情報提供料算定に使用する書類です。表には、アレルギー疾患の既往歴、現在の症状、治療内容、アレルギー検査の結果などが記載されています。

別紙様式14の3

別紙様式14の3は、学校等への診療情報提供料算定に使用する書類です。表には、アレルギー疾患の既往歴、現在の症状、治療内容、アレルギー検査の結果などが記載されています。

【診療情報提供料（I）の加算】

加算	点数
ハイリスク妊婦紹介加算	200点
認知症専門医療機関紹介加算	100点
認知症専門医療機関連携加算	50点
精神科医連携加算	200点
肝炎インターフェロン治療連携加算	50点
歯科医療機関連携加算 1	100点
歯科医療機関連携加算 2	100点
検査・画像情報提供加算	30点（入院以外）

⑬連携強化診療情報提供料 150点

【算定要件】

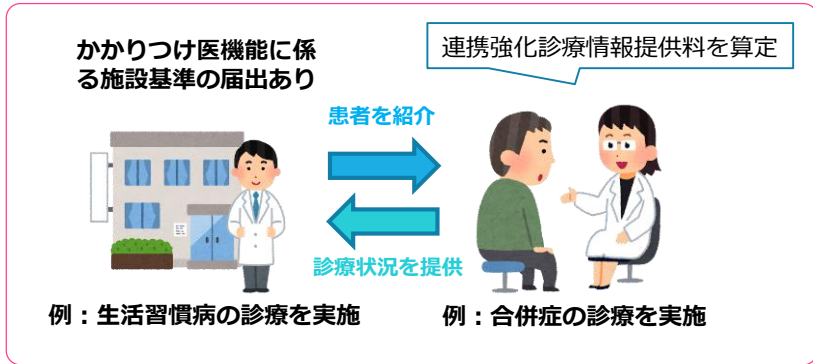
他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定

【対象患者】

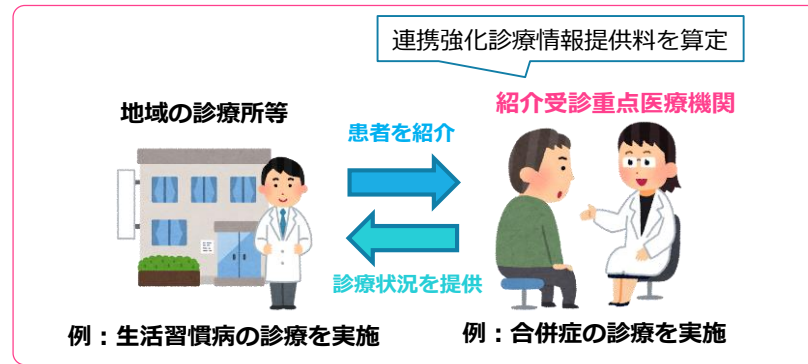
紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者

【算定パターン】

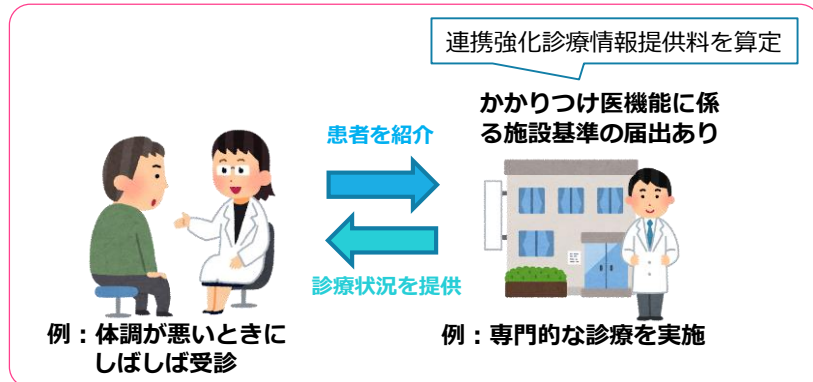
①かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者



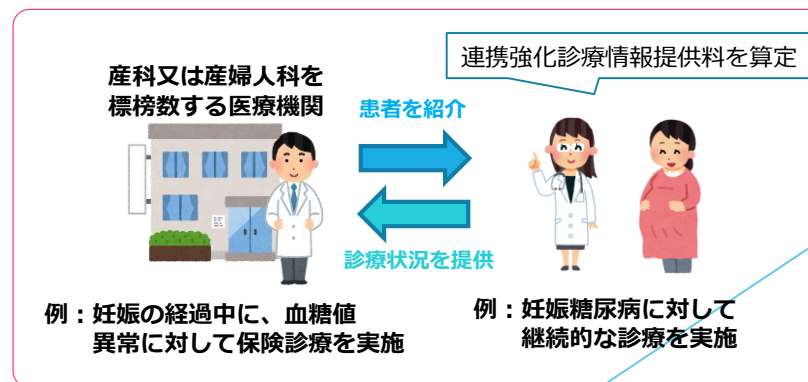
②紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は、診療所から紹介された患者



③かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関に紹介された患者



④産科医療機関から紹介された妊娠している患者又は産科医療機関に紹介された妊娠している患者



ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ株式会社